

## 室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 「室蘭市地域医療あり方検討会」の提言を受け、市内の基幹となる3病院における診療機能の統合・再編や病院数の縮小に向けた再編等について、地域医療構想の動向も考慮しながら協議・検討することを目的として、「室蘭市地域医療連携・再編等推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 診療機能の統合・再編に関すること。
- (2) 病院数の縮小に関すること。
- (3) その他、地域医療の確保に関すること。

### (構成機関)

第3条 協議会は、次の機関の代表者等で構成する。

- (1) 製鉄記念室蘭病院、日鋼記念病院、市立室蘭総合病院
- (2) 公益社団法人室蘭市医師会
- (3) 室蘭市
- (4) その他必要と認める機関

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

### (分科会)

第6条 協議会には、必要に応じて分科会を設置し、第2条に規定する「協議事項」に関する協議を行うことができることとする。

なお、この分科会には、必要に応じて構成員以外の者を加えることができることとする。

### (アドバイザー)

第7条 会長は、室蘭市の地域医療の確保に向け、必要に応じて、医育大学等の外部有識者(以下「アドバイザー」という。)から専門的見地による意見等を徴取するため、アドバイザーを設置する。

なお、徴取する意見等に応じ、アドバイザーを追加できるものとする。

2 アドバイザーは、会長からの求めに応じ、必要な助言等を行うものとする。

### (守秘義務)

第8条 構成員及びアドバイザーは、協議会において職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (その他)

第9条 協議会に関する事務は、室蘭市保健福祉部健康推進課において処理する。

2 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に当たり必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

協 議 会 構 成 員 名 簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	副 理 事 長	齊藤 俊一	
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	病 院 長	前田 征洋	
社会医療法人母恋	理 事 長	有賀 正	
社会医療法人母恋 日鋼記念病院	院 長	柳谷 晶仁	
市立室蘭総合病院	病院事業管理者	金戸 宏行	
公益社団法人 室蘭市医師会	会 長	野尻 秀一	
室 蘭 市	市 長	青山 剛	(会 長)
室 蘭 市	副 市 長	小泉 賢一	

ア ド バ イ ザ ー 名 簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
北海道大学 公共政策大学院	客 員 教 授	石井 吉春	
北海道大学病院	客員招聘教授	寶金 清博	
北海道大学病院	病 院 長	秋田 弘俊	
札幌医科大学	学 長	塚本 泰司	
北海道 胆振総合振興局	保健環境部長	杉澤 孝久	